

## 山村条例の3つのポイント

### ①「山村の価値」を定義しました。(第2条)

森林、田畑、川などの豊かな自然環境のほか、山村での暮らしの営みや感じられる幸せなど、市民のみなさんと共通の認識が持てるよう「山村の価値」について定義しています。



### ②市の責務、市民、山村住民、事業者等の役割を明記しました。(第4～7条)

それぞれの立場で取組が進められるよう、市、市民、山村住民、事業者等の役割を明記しています。



### ③施策の総合的な推進体制を規定しました。(第8～9条)

市は、必要な取組を総合的・計画的に進めるため、令和2年度に策定した「おいでん・さんそんプラン<sup>\*</sup>」に沿って施策を推進し、取組は毎年度、公表します。



<sup>\*</sup>おいでん・さんそんプランとは、山村地域における今後のめざすべき将来像の実現に向けて、市民と行政が共働で取り組む持続可能な山村地域づくりの方向性を明らかにするための基本となる計画です。



豊かな自然の中での子育て



豊かな山村の風景



人と人とのつながり  
顔の見える関係



伝統的な祭りや文化



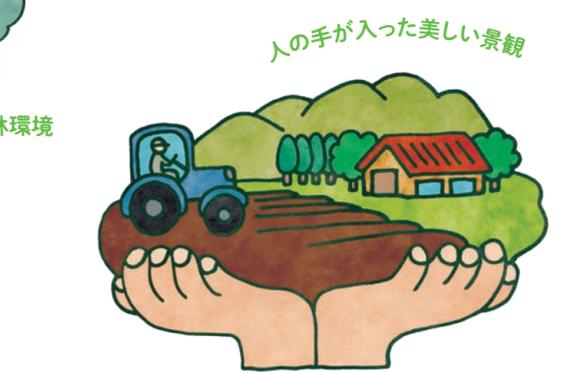
いやされる森林環境



農ある暮らし



新鮮な農産物  
おいしい米や野菜



人の手が入った美しい景観

山村とつながる暮らし  
山村の魅力や価値を  
豊田市ではみんなで大切に育み  
次の世代につないでいきます

問合せ先

〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市 企画政策部 企画課

TEL 0565-34-6602 FAX 0565-34-2192

Mail kikaku@city.toyota.aichi.jp



とよたの山村を次の世代に

令和4年(2022年)1月施行

# 山村条例

豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例



豊田市  
Toyota City

# 山村条例の目的

豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例(略称:山村条例)は、市民の暮らしの豊かさにつながる山村地域の価値を広く共有するとともに、都市と山村が相互に支え合う関係性の中で、市民が山村とのつながりのある暮らしを实践し、次の世代につないでいくことで、持続的で活力ある山村地域づくりと都市と山村の共生による豊かなまちの実現を図ることを目的としています。

## 山村の価値 (山村の豊かさ)

- 山林、田畑、川、空気、水、生き物などからなる豊かな自然環境
- 自然と共生する暮らしの中から生まれた景観や歴史・文化
- 住民が支え合う風土、暮らしの知恵・手技などの営み
- こうしたもから感じられる心の充足感や安心感、幸せなど

# 山村条例の構成

## 前文(持続的な発展及び都市と山村の共生の実現)

- 豊田市は、矢作川流域でつながる都市と山村が共存する多様な魅力にあふれるまちです。私たちは、山村の価値を次の世代につなぐため、都市と山村がつながり支え合うことにより持続的なまちづくりを推進することを決意し条例を制定します。

## 第1条(目的)

- 基本方針、市の責務等を明らかにし、関連する施策を総合的かつ計画的に推進することで山村の価値を生かした暮らしを实践し、次の世代につなぐことを目的とします。

## 第2条(定義)

- 山村の価値 ● 山村地域…旭、足助、稲武、小原、下山地区
- 市民…市内に居住または、通勤通学する個人や団体
- 山村住民…山村地域に居住する個人や団体
- 事業者等…山村地域で事業や活動を行う個人や団体



## 第3条(基本方針)

- 山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生を推進する、基本となる5つの方針を定めています。

## 第4～7条(各主体の役割)

- 市の責務や市民、山村住民、事業者等の役割を定めています。

## 第8条(計画の策定及び施策の推進)

- 市は、計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進するものとします。
- 施策の推進に当たっては、山村地域の現況や地理的特性を考慮するものとします。
- 計画は、必要に応じて内容を見直すものとします。
- 山村地域に準ずる地域に関し、計画に準じて推進するものとします。
- 施策を総合的に推進するため、体制の整備に努めるものとします。

## 第9条(実施状況の公表)

- 市は、施策の実施状況を公表するものとします。

山村条例について詳しくはこちらから



# 山村条例が目指すもの

- ① 共働\*による住み続けられる山村地域づくり
- ② 地域資源等を生かした山村の活力・魅力の向上
- ③ 都市と山村の共生による豊かなまちの実現



\*共働…共通の目的を実現するために多様な主体がともに行動すること

# 山村条例の基本方針 (第3条)

- ① 山村の価値が市民にとって暮らしの豊かさにつながることを理解し、次の世代につなぐこと
- ② 山村に係る多様な価値観や生活様式、関わり方を尊重すること
- ③ 多様な主体と共働による地域づくりを推進し、担い手となる人材を育成すること
- ④ 山村住民の自治を尊重しつつ、都市と山村や各地域が互いにつながり、支え合うこと
- ⑤ 地域資源を生かした地域内の経済循環を高めること

# 私たちの役割 (第4～7条)

## 市民の役割



山村の価値が市全体の豊かな暮らしにつながることを理解する



山村の価値を知る、見る、体験することで学ぶ



共働により山村を守り、山村の価値を暮らしに生かす



都市と山村の住民が交流し支え合う

## 山村住民の役割



地域に愛着と誇りを持ち、山村の価値を次の世代につないでいく



空き家、農地、森林が地域の共有財産であることを認識し、放置しないようにする



都市と山村の多様な関わり方を認め、山村地域へ移住する人や関わる人を受け入れる

## 事業者等の役割



地域経済の活性化、防災や減災、景観維持などのまちづくりに係る役割を担い、山村地域の暮らしを支える

## 市(行政)の責務

- ① 山村住民の自治を尊重しつつ、共働によるまちづくりを推進する
- ② 山村の価値が豊かな暮らしの礎であることについて理解が深まるよう市民に周知する
- ③ 都市と山村の交流を促進する
- ④ 山村地域の安全安心な暮らしを維持するため、その基盤づくりを担う
- ⑤ 山村地域の暮らしの土台となる事業者等の活動を支える